平成２３年（フ）第３０３９号
名古屋市中川区八家町１丁目71番地　スマイルライフ828　102号室、住民票上の住所名古屋市天白区池場５丁目1108番地　ＰＪ石薬師３Ｅ号
破産者　中澤　宏祐
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０６８号
名古屋市守山区更屋敷４番22号　メゾン大橋２Ｄ
破産者　有我　優仁
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６６号
大阪府和泉市池上町２丁目10―46少女の赤い帽子611号、住民票上の住所大阪府貝塚市橋本302番地
破産者　岸本　光史
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７９９号
大阪府貝塚市馬場11番地６
破産者　西村組こと　西村　栄治
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５９４号
兵庫県加古川市別府町新野辺2232番地
破産者　寺尾　幸雄
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３３２号
広島市南区東霞町２番22―301号
破産者　松川　博文
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２９号
広島市西区庚午南１丁目21番３―104号　Ａ
破産者　満重　典之
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５１号
群馬県高崎市吉井町吉井913番地７
破産者　堀越　智彦
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３５４号
神奈川県横須賀市衣笠栄町１丁目34番地２　デュオ　アカシヤ306
破産者　皆川　由美（旧姓野口）
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第８１２号
神奈川県平塚市片岡745番地
破産者　先崎　清子
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８３３号
神奈川県足柄上郡山北町山北407番地の６
破産者　丹野　拓也
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４３号
静岡県焼津市西小川５丁目21番地の13　ボウ＆アロウ303、旧住所静岡県焼津市鰯ヶ島334番地
破産者　平　　一重
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１０号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷684番地の１
破産者　大石由里子
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６４８号
静岡県磐田市豊岡6865番地７　スプリングハウスⅡ―102
破産者　長谷川　進
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２１９４号
京都市南区東九条中御霊町80　ポワッソン201、住民票上の住所京都市下京区油小路通下魚棚下る油小路町290番地１　プラネシア星の子京都駅前西703
破産者　中村　由香
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１０号
京都府宇治市宇治矢落22番地の１　ユニライフ宇治六番館316号
破産者　本田　徳明
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
香川県東かがわ市落合603番地１
破産者　江本由貴子（旧姓井上）
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１７８号
福岡県久留米市田主丸町秋成886番地
破産者　福嶋　末男
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３５０号
福岡県小郡市上西鯵坂238番地３
破産者　遠藤　愼治
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部